



バリュー便・国際ギフト宅急便 ご利用の手引き

この度は弊社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
こちらの「ご利用の手引き」を、必ずよくお読みいただきますよう、お願い申し上げます。

🐾 集荷日前日

予約集荷日の確認連絡をお願いいたします。集荷先ご住所、集荷時緊急連絡先、航空便・船便である旨、お支払い方法及び最終的な箱数確認のため、午後1時までにご連絡下さい。それ以降の変更、キャンセルは別途料金が発生いたしますのでご注意ください。

集荷日前日 月 日 午後1時までに確認電話

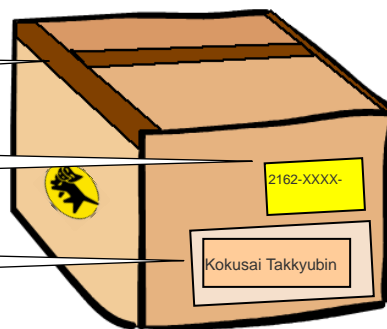
※月曜日の集荷の場合は金曜日までにご連絡ください。

TEL: 0208 427 3538 / 0844 391 2450

箱はあらかじめ、テープで止めておく

ラベル（航空便/青色、船便/オレンジ色）は
側面に貼り付ける

宅急便伝票等の必要書類（下記参照）も伝票
用透明封筒に入れて箱の側面に貼り付ける



➤ お荷物のご準備

～必要書類～

- ① ラベル(引渡し時には直接貼り付けのこと)
バリュー便(船便)/オレンジ色、バリュー便(航空便)/青色、国際ギフト宅急便(航空便のみ)/黄色
- ② 宅急便伝票
一番最後のページ「H」のみお客様の控えとなります。伝票ご記入後、お客様ご自身で取り外し、事前にお控え下さい。
- ③ 映像品目タイトルリスト(該当者のみ)
- ④ SHIPPING INSTRUCTION (取扱い指示書)
- ⑤ 輸入通関に関するガイダンス
- ⑥ 伝票用透明封筒

※ ①ラベルは直接箱に貼り付け、上記②、③、④、⑤を同封の伝票用透明封筒⑥(裏がシールになっています)に入れ、それぞれのラベルと伝票番号が必ず一致するよう、箱の側面に貼り付けて下さい。
伝票用透明封筒の上の細い部分も貼り、完全に伝票の封を閉めて下さい。*スーツケースの場合は側面に張らず、取っ手に巻きつけて下さい。伝票の書き方は別紙をご参照下さい。

🐾 集荷日当日

集荷日 月 日 曜日

集荷時間 午前8時から夕方17時の間

(交通事情により時間の変動もございますので予めご了承下さい。)

- 荷物の集荷場所は原則として、グランドフロア、玄関先です。ただし、ドライバーの車輛から所定の場所までにスロープ、階段等がある場合、または車輛のパーキング事情により、長時間車輛から離れなければならない場合、車輛までお荷物を運んでいただく場合もございます。
- ドライバー到着時に箱にラベル・書類が貼付けされていない場合、荷物のご用意が出来ていない場合は引き取りはいたしかねます。事前にご準備願います。集荷当日のキャンセル、お客様のご都合で引き取りが出来なかった場合、あるいはご不在で荷物の引渡しが出来なかった際は別途、再集荷料がかかります。ご注意ください。
- ドライバーは伝票や箱などの資材を持ち合わせておりません。また、その他ご質問等にもお答えできませんので、必ずジャパンデスクまでお電話下さい。

🐾 日本でのお問い合わせ先

国際ギフト宅急便 : YTC 国際サービスセンター

フリーダイヤル:0800-919-5931 TEL:03-3912-9698 受付時間:9AM-5PM Email: y0299701@kuronekoyamato.co.jp

🐾 荷物梱包・伝票ご記入時の注意事項

別紙、伝票の「記入例」も必ずご参照下さい。

- 内容物が伝票の 15 項目で不十分な場合は別紙(A4 サイズ、1 枚のみで可)に書き足し、価値価格の総合計金額はオリジナルの伝票に記入下さい。
- 新品の場合は「NEW」、ご使用中の物は「USED」とご記入下さい。
- 食料品はグラム数、医薬品は消費期間、電気製品は生産国を明記下さい。
- 通貨、クレジットカード、信書、有価証券、貴金属、宝石類は宅急便約款上、お預かりすることができません。
- タバコ、酒類、香水(perfume)は送ることは出来ますが課税対象となります。ただ香水は船便のみとなります。
- 申告価格は、新品の場合は購入価格、ご使用中の場合はお客様の価値価格で申告願います。万が一紛失、破損があった場合は申告価格以内での現金による賠償のみとなります。荷物に日本側で税金が発生した場合は、申告価格を基に税額が決まります。(税率等は税関員の判断に委ねられます。)
- 別送品荷物(パリュウ便)の中の新品及び、携帯品(手荷物)の合計金額が 20 万円を越える場合、課税対象となります。
- 帰国日の変更にともない、日本にて保管料が発生する場合がありますので、変更になった場合は直ちに弊社までご連絡下さい。万一、保管料が発生した場合の責任は負いかねます。

TEL 0208 427 3538 / 0844 391 2450

- 保険金請求は荷物お届け後、航空便・船便ともに 1 ヶ月以内に限りです。
-

🐾 国際ギフト宅急便(航空便のみ) ~日本へ贈答品等送られたい方に最適です~

- ・ 日本へのお土産、贈答品等にご利用いただけます。
- ・ お預かりから 1 週間~10 日前後での配達です。
- ・ 荷物は新品・ご使用中に関わらず、全て課税対象となります。
- 運賃表 (ロンドンポストコード以外の方は、別途集荷料がかかります)

宅急便サイズ	運賃
ドキュメント (ヤマト専用封筒のみ) *ヤマト三越カウンターでの荷受のみ	£ 15
~3kg (実重量または容積重量) *ヤマト三越カウンターでの荷受のみ	£ 30
~5kg (")	£ 50
~10kg (")	£ 75
~15kg (")	£ 100
~20kg (")	£ 120
~25kg (")	£ 135

実重量又は容積重量の大きい方が適応されます。*容積重量=縦×横×高さ(cm)÷6000
三辺の合計は 160cm が最大です。それ以上は宅急便としてお受けできません。

- 全サービスの料金に含まれるのは、運賃・通関料・配達料・30 万円までの保険料
- 規定サイズ・重量を越える場合もしくは保険額の上限 30 万円を越える場合は 1 箱でお預かりできません。2 箱(以上)に分けての出荷となります。
- 配達日数はあくまでも目安です。天候、交通事情などにより遅延が生じる事がありますので予めご了承下さい。
- ロンドンポストコード以外の方は、別途集荷料がかかります。グループ(合計 10 箱以上)での同日、同場所よりの集荷は集荷料が割引になります。ご相談くださいませ。

- 別途、上記運賃に対して国際燃油特別付加運賃(FSC)を申し受けます。料率は月次で変更になります。詳しくは、弊社ホームページ <http://www.yamatoeurope.com/japanese/news.htm?OpenPlace=0#FSC> をご覧下さい。

Yamato Transport Europe B.V. London Branch

Unit 7, Waverley Industrial Park, Hailsham Drive, Harrow Middlesex HA1 4TR
TEL: 0208 427 3538 Email: japan.desk@yamatoeurope.com

ギフト宅急便 記入例

YAMATO LOGISTICS CO., LTD.
AGENT YAMATO TRANSPORT

OFFICE & ACCOUNT COPY

NO. 2162-6141-0050 (COLLECT) HAWB NO.

CONSIGNEE NAME (氏名) (なるべく日本語でお書き下さい。)		SHIPPER	
① 大和 花子 様		② YAMATO JUN	
ADDRESS (住所)		1 London Road	
3 5 6 - 0 0 5 5		Kent, England	
埼玉県 入間郡 大井町 1-2-3		KT2 4TT (POST CODE 必要です。必ず記入下さい)	
PHONE 048-211-1111 (必ず記入下さい)		PHONE 0208-952-2222	
DESTINATION NOTICE (ご帰国予定 月 日)		SHIPPER SIGNATURE	
到着空港、ご帰国予定日は空欄で結構です。			

※ PLEASE COMPLETE ALL INFORMATION IN THE 3 BLOCKS.

DESCRIPTION OF GOODS	Q. T. Y.	DECLARED VALUE
1. Shirts (used)	25	£ 250
2. Shirts (used)	2	£ 300
3. Tea Bags 150g / box (new)	2	£ 5
4. Biscuits 200g / box (new)	3	£ 10
5. Shoes / Leather (new)	1	£ 85
6. Trousers (used)	5	£ 150
7. Suit Case (used)	1	£ 50

万一の事故の場合、代替品での補償は致しかねます。それぞれの価値価格(DECLARED VALUE)の頭割り金額での補償となりますことをご了承下さい。

「衣類」等、ひとまとめではなく、出来る限り細かく記入下さい。また類似した単価同士にまとめて記入下さい。

食品、飲料は重量が必要です

靴には素材を明記下さい (Leather, Nylon, Swede 等)

スーツケースで荷物を送られるお客様は、スーツケース本体にも保険を掛けて下さい (Value をつけて下さい)

- * 新品(new)・使用中(used)を明記下さい。
- * 内容物は全てご記入下さい。15項目で不十分な場合は白紙 (A4 サイズ) に書き足し、価値価格(DECLARED VALUE)の総合計は伝票の「TOTAL」に記入下さい。
- * ご記入いただいた内容物全てに価格をつけて下さい。
- * DVD 等の映像品目は、お手数ですがタイトルを全て書き出して下さい。
- * 日本の税関より、輸入禁止・規制品に関する「確認書」の提出を求められています。提出をお忘れになると荷物のお届けの遅延の原因となる恐れもあります。同意いただきサインの上、伝票に添付をお願いします。
- * レザー製品は新品・使用中に関わらず、価値価格に対して 37.5%、または 4425 円 (どちらか金額の高い方が適応されます) の関税がかかります。
- * 内容物、価値価格によっては関税がかかる場合がございます。課税等の判断は日本の税関員の判断に委ねられます。詳しい税率は <http://www.customs.go.jp/tariff/> をご参照下さい。

個人使用の薬の発送について

薬のパッケージと用法容量・成分の記載した箇所をコピーして提出願います。

1箱につき 30万円 (約 £ 1500) が上限価格となります。30万円を超過しますと、2つ(以上)に分けての出荷となります。尚、保険料は料金に含まれています。

TOTAL		£ 995.00
NO CHARGE (VALUE FOR CUSTOMS PURPOSE ONLY)		N. WT
① GIFT 2. SAMPLE 3. PERSONAL EFFECT 4. OTHERS ()		kg(s)
		CURRENCY
		G.B.P

Great Britain Pound

G. WT	修理のために日本製電気製品を送られる場合は免税手続きのため、保証書或いは購入時の領収書のコピーが必要となります。お持ちでない場合、関税等が発生する場合があります。	FOB/ ORIGIN
1. ALL CHARGES		

Suit Case スーツケースの場合 鍵をかけないで下さい。ロック番号のある方は、この書面上のスペースに記載願います。

輸入が禁止されている品物

1. 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤及びあへん吸煙具
2. けん銃、小銃、機関銃、砲、これらの銃砲弾及びけん銃部品 爆発物、
3. 火薬類
4. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質（化学兵器に転用可能な物質）
5. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一種病原体及び二種病原体（生物テロに使用される恐れのある病原体）
6. 貨幣、紙幣、若しくは銀行券又は有価証券の偽造品、変造品及び模造品並びに不正に作られた代金若しくは料金の支払用又は預貯金の引出用のカードを構成する電磁的記録をその構成部分とするカード（偽造クレジットカード、キャッシュカード、原料となるカードも含む）
7. 公安又は風俗を害すべき書籍、映像、図画、彫刻物、その他いわゆるわいせつ物
8. 児童ポルノ
9. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、又は育成権を侵害する物品
10. 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる行為を組成する物品
（広く知られた正当な商品と混同させるもの、形態模倣品、匿名表示冒用品）
11. 家畜伝染病等の法律および植物防疫法で定める特定の動物および動物を原料とする製品ならびに植物およびその包装物など

輸入が規制されている品物

1. ワシントン条約（絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき動植物の多くのものが輸出入の規制の対象となっており、条約で定めた機関の発行する書類等（種類により異なり、輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など）が無いと輸入できません。生きている動植物だけでなく、毛皮・ハンドバッグ・漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。
2. 植物（果物・切花・ドライフラワー・野菜・米など）、動物（生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなど）は通関前に検疫所で検疫手続きが必要となります。
3. 猟銃、空気銃、刀剣（刃渡 15cm以上）などについては、公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続きができなければ、輸入できません。
4. 医薬品、化粧品などについては輸入者個人が使用するものでも、輸入数量の制限があります。（重要な健康被害の起こる恐れのあるものは、輸入が制限されています。）

医薬品・医薬部外品・・・2ヶ月分以内 **※コンタクトレンズ要注意**

化粧品（石鹼含む）・・・1品目、24個以内 家庭用医療用具・・・1セット

航空便として輸送できない品物（船便での配送には影響ございません。）

下記の品物は Dangerous goods 扱いになり、宅急便では配送できません。万が一エアラインで発覚した際、滅却処理となり他の荷物の発送が大幅に遅れますのでご注意ください。

この規定は航空便荷物としての適用だけで、機内に持ち込み手荷物は適用されません

1. 可燃性物：香水、オードトワレ、すべてのエアゾール系製品（スプレータイプ）、ガソリン、燃料、ガス灯、ライター、料理用固形燃料、マニキュア、シンナー、除光液、液体燃料、カイロ
2. 乾電池（リチウム）
3. テロ防止対策として：携帯電話、トランシーバー